

介護老人福祉施設 友喜苑（ショートステイ） 利用料金表

事業所番号 2970700429

1. 【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】 令和7年10月～ (1単位=10円)

(予防給付)	要支援1		要支援2		
短期入所生活介護費	529単位／日			656単位／日	
連続31日以上利用した場合	503単位／日			623単位／日	
(介護給付)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護費	704単位／日	772単位／日	847単位／日	918単位／日	987単位／日
連続61日以上利用した場合	670単位／日	740単位／日	815単位／日	886単位／日	955単位／日
生活機能向上連携加算Ⅱ1	200単位／月				
機能訓練体制加算	12単位／日				
若年性認知症受入加算	120単位／日（必要に応じて）				
緊急短期入所受入れ加算	90単位（7日（やむを得ない場合は14日）を限度）				
長期利用者提供減算	-30単位／日				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位／日				
送迎加算	184 単位／回			※五條市の一部（西吉野町、大塔町を除く）・御所市大淀町・下市町以外への送迎は、別途費用が必要な場合があります。	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の136／1,000相当する単位数			所定単位数は（介護予防）短期入所生活介護費に各種加算を加えた総数とする。	

※介護保険負担割合証の内容に応じて、異なります。

2. 【食費 滞在費】

	滞在費	食 費	介護保険負担限度額認定証の交付が必要です。
基準額	2,066 円／日	朝食 昼食 夕食 320円 740円 740円	
第1段階	880 円／日	300 円／日	生活保護受給者の方等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	880 円／日	600 円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	1,370 円／日	1,000 円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方
第3段階②	1,370 円／日	1,300円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方

※介護保険負担限度額認定証の内容に応じて、金額が異なります。

3. 【その他の費用】

おやつ代	100 円／日
教養娯楽費	実費（グループ並びに個別に提供するクラブ活動および行事の費用）
嗜好品・個人の日用品費	実費（口腔ケア用品・入れ歯安定剤・嗜好飲料等）
理美容費	実費（カットの場合は1,700円）
クリーニング費	実費（家庭用洗濯機で洗濯できない衣類等に限り、必要となった場合）
電気使用料金	1 コンセント毎50円／日として計算（持ち込まれた電化製品に限る）
複写費	1枚（片面）あたり10円（各種保険証、サービス提供の記録）
通信費	実費（郵便・通信に要した費用）

※利用料金は、下記（1. 2. 3.）の合計額となります。

- {【併設型 ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費】 + 必要に応じた算定加算分} × 1. 136（介護職員処遇改善加算）の利用日数分
 - 【食費 滞在費】段階別の費用 それぞれの利用日数分
 - 【その他の費用】の利用日数分 及び、その他必要分
- ※介護保険制度（介護報酬改正）や当事業所の都合により変更となる場合がございますので、あらかじめ ご了承下さい様にお願い致します。